

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 毛呂山町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	1	4	43,000	6	0	0	43,000
1	80	キシレン	3	1	192,200	2	1,100	0	191,100
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	4	2,300	10	2,300	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	4	8,100	8	8,000	0	0
1	300	トルエン	2	2	391,200	1	1,200	0	390,000
1	392	ヘキサン	1	4	140,000	4	0	0	140,000
1	400	ベンゼン	1	4	25,000	7	0	0	25,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	4	6,700	9	6,700	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	2	2	182,100	3	0	0	182,100
1	731	ヘプタン	1	4	52,000	5	0	0	52,000
		合計	—	—	1,042,600	—	19,300	0	1,023,200

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。